

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

出資金の流用が行われている場合のファンドの募集等の禁止

2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

3. 評価実施時期

平成 26 年 3 月 13 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設の目的及び必要性

① 現状及び問題点

金融商品取引法第 40 条の 3 では、金融商品取引業者等が、ファンドの規約等において、分別管理が確保されていないファンド持分を販売等することを禁止している。

しかしながら、同条は、ファンドの規約等に分別管理についての記載がなされることにより分別管理が確保されていることを求めているにとどまり、分別管理が行われていることまで求めていない。実際に、一部のファンド販売業者が販売勧誘したファンド持分については、分別管理が行われておらず、資金の流用も行われ、投資者に損害が生じる事案が発生した。

② 規制の新設の目的及び必要性

上記の問題事案を踏まえ、投資者保護の観点から、金融商品取引業者等が、ファンド持分等に関し出資された金銭について、出資対象事業に充てられていないことを知りながら、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることを禁止する必要がある。

（2）法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 40 条の 3 の 2（新設）

（3）規制の新設の内容

金融商品取引業者等が、ファンド持分等に関し出資された金銭について、出資対

象事業に充てられていないことを知りながら、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることを禁止する。

5. 想定される代替案

金融商品取引業者等が、ファンド持分等に関し出資された金銭について、ファンド運用者の自己の財産や当該運用者が運用する他のファンドの財産との分別管理が行われていないことを知りながら、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることを禁止する。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

金融商品取引業者等において、ファンド持分等に関し出資された金銭について、出資対象事業に充てられていないという事実を知った場合に、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いを直ちに切りやめるための体制整備の費用が発生する。

② 代替案

金融商品取引業者等において、ファンド持分等に関し出資された金銭について、ファンド運用者の自己の財産や当該運用者が運用する他のファンドの財産と分別管理されていないという事実を知った場合に、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いを直ちに切りやめるための体制整備の費用が発生する。

（2）行政費用

① 本案

行政庁（国）において、金融商品取引業者等の規制の遵守状況を確認・検証するための費用が発生する。

② 代替案

行政庁（国）において、金融商品取引業者等の規制の遵守状況を確認・検証するための費用が発生する。

（3）その他の社会的費用

① 本案

特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

金融商品取引業者等が、ファンド持分等に関し出資された金銭について、ファンド運用者の自己の財産や当該運用者が運用する他のファンドの財産と分別管理されていないことを知った場合に、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることを禁止するため、分別管理はしているものの、当該出資された金銭を流用していた場合には、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることは禁止されず、結果として投資者保護に支障が生じるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

金融商品取引業者等が、ファンド持分等に関し出資された金銭について、出資対象事業に充てられていないことを知った場合に、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることを禁止し、投資者の保護を図ることが可能である。

② 代替案

金融商品取引業者等が、ファンド持分等に関し出資された金銭について、ファンド運用者の自己の財産や当該運用者が運用する他のファンドの財産との分別管理が行われていないことを知りながら、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることを禁止することで、投資者の保護を図ることが可能である。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、金融商品取引業者等の規制の遵守費用及び当該遵守状況を確認するための行政費用が発生するものの、当該措置を講じることにより、金融商品取引業者等が、ファンド持分等に関し出資された金銭について、出資対象事業に充てられていないことを知った場合に、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることが禁止されることから、投資家が出資した資金の流用の発生を抑止する効果が生じるため、本案による改正は適当であると考えられる。

（2）代替案との比較

代替案においては、遵守費用及び行政費用は本案と変わらないものの、分別管理をし、当該出資された金銭を流用していた場合には、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いをすることは禁止されず、投資者保護に支障が生じるおそれがあるといった社会的費用が発生する。また、便益においても、金銭流用抑止の観点から、代替案より本案の方が便益が高いと見込まれる。

よって、本案による改正が適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年を経過した場合において、この法律による規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。